

令和7年7月2日
生活再建支援課長 東崎
内線 6320
外線 076-225-1982

令和6年能登半島地震に係る応急仮設住宅の供与期間延長
に関する相談窓口の設置について

令和6年能登半島地震で住宅に大きな被害を受けた方に対して提供している応急仮設住宅について、供与期間の延長が可能となったため、各市町の担当課でも相談対応するほか、県においても延長手続き等に関する相談ブース、電話相談窓口を下記のとおり設置します。

記

- 1 開設日
令和7年7月3日（木）
- 2 開設場所
県庁舎1階交流スペース
- 3 開設時間
9時から17時まで ※日曜日・祝日除く
- 4 電話番号
076-225-1942

＜県庁舎 1 階（桙内）＞

